

狭あい道路拡幅整備事業における助成制度を変更します

変更日：令和4年4月1日

世田谷区が拡幅整備を行った場合における狭あい道路拡幅整備助成制度の一部を変更します。

〔変更内容①〕

建築を伴わない整備における水道メーター、地下埋設配管等の撤去費用に係る助成金額を一部**増額**します。

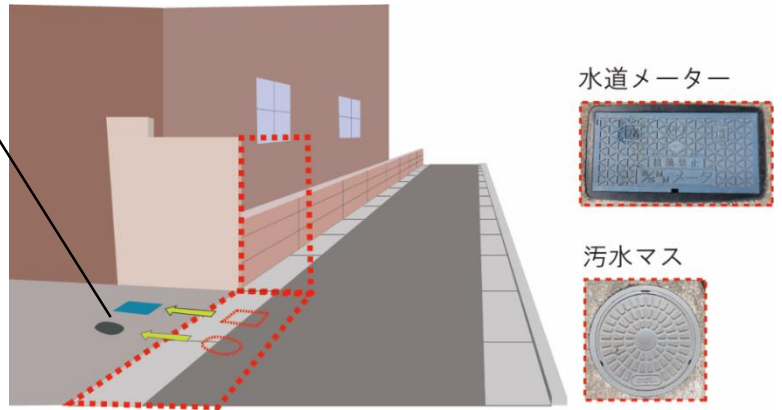
水道メーター、地下埋設管等の撤去

撤去に要した費用
(撤去に伴う切り回し工事を含む)に相当する額
上限300,000円

↓ **変更**

上限500,000円※

※地下埋設配管等が複数の場合
(前面道路が行き止まりの私道などの場合は、
条件により限度額は増額されません。)

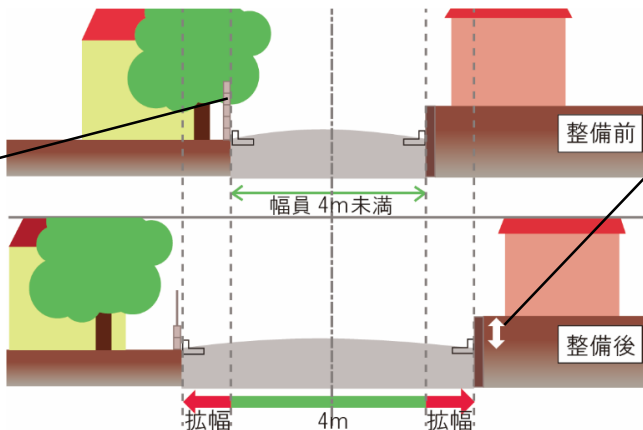


〔変更内容②〕

建築を伴う整備における、工作物等の撤去、移設に係る助成を**廃止**します。
※樹木の移植に対する助成のみ継続します。

工作物の撤去

門柱、塀、生垣、
垣根等
5,000円/m



擁壁の移設

狭あい道路と敷地との高低差が以下のもの

0.5m以上1.0m未満	5,000円/m
1.0m以上2.0m未満	11,000円/m
2.0m以上3.0m未満	32,000円/m
3.0m以上	51,000円/m

※撤去のみの場合は助成対象外です。

建築行為を伴う整備 → **廃止**

※建築を伴わない整備のみが対象となります。